

国土利用計画奥州市計画

平成21年12月

岩手県 奥州市

前文	1
1 土地利用の基本的な考え方	2
(1) 土地利用の基本方針	2
(2) 利用区分別の市土利用の基本方向	4
(3) 地域類型別の土地利用の基本方針	6
2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	7
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	7
(2) 地域別の概要	8
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	13
(1) 公共の福祉の優先	13
(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用	13
(3) 地域整備施策の推進	13
(4) 市土の保全及び安全性の確保	13
(5) 環境の保全と市土の快適性の確保	14
(6) 土地利用の転換の適正化	15
(7) 土地の有効利用の促進	15
(8) 市土に関する調査等の推進	17
(9) 多様な主体の連携・協働による市土管理の推進	17

前文

国土利用計画奥州市計画(以下「市計画」という。)は、国土利用計画法(以下「法」という。)第2条に定められた国土利用の基本理念のもとに、法第8条の規定に基づき、奥州市の区域における国土(以下「市土」という。)の利用に関し、必要な事項を定め、市土の総合的かつ計画的な利用を図るための指針とするものであり、また、個別の土地利用関係法令に基づく諸計画の指針とするもので、法第7条の規定により定められた国土利用計画岩手県計画(第四次)を基本とし、地方自治法第2条第4項の規定に基づく奥州市総合計画に即して策定するものです。

計画の基準年次は、平成18年とし、目標年次は、奥州市総合計画との整合性を考慮し平成28年とします。

なお、市計画は、国土利用計画岩手県計画や奥州市総合計画基本構想の改定、社会経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて適宜検討を加え改定するものとします。

1 土地利用の基本的な考え方

(1) 土地利用の基本方針

ア 奥州市の土地条件

奥州市は、岩手県内陸南部に位置し、北は北上市、西和賀町、金ケ崎町及び花巻市に、南は一関市及び平泉町に、東は遠野市及び住田町に、西は秋田県に接しています。総面積は993.35平方キロメートルで、東西に約57キロメートル、南北に約37キロメートルの広がりを持っています。

市内には、水沢、江刺及び前沢の3つの都市計画区域が指定されており、市街地は、東北自動車道、国道4号、東北新幹線及び東北本線を軸に形成されています。また、市の中央を一級河川北上川が流れており、その西側には北上川の支流である胆沢川によって形成された胆沢扇状地が広がり、水と緑に囲まれた散居の佇まいが広がっています。さらに、奥州市最高峰の焼石岳(1,548メートル)を主峰とする西部地域の焼石連峰は、ブナの原生林が多く残されているほか、北上川東側には、北上山地につながる田園地帯が広がり、その東端部には、宮沢賢治がこよなく愛したといわれる種山高原や阿原山高原等が連なるなど、市全域が緑にあふれる豊かな自然に恵まれています。

イ 土地利用をめぐる社会的背景

奥州市は、平成18年2月20日に、水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町及び衣川村が合併して誕生しました。合併により、人口規模や農業、工業、商業等の産業力において県内有数の規模を有する都市となったことから、その規模にふさわしい都市機能の充実を図ることが必要となります。同時に、長年にわたり脈々と受け継がれてきた地域の歴史や文化を活かしつつ、奥州市の均衡ある発展をめざす必要があります。

また、現在、人口減少や少子高齢化の進行、地球規模での環境悪化、景気の低迷や産業構造の変化、情報化社会の進展など、奥州市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。

さらに、土地利用に関するアンケート調査の結果では、今後の土地利用に関して、農地・自然環境の保全など、全般的に保全系の土地利用推進が重視されています。同時に、商業施設、保健・医療・福祉施設、公園、緑地、道路・交通施設の整備等に関する意見も多いことから、まちの利便性や快適性・安全性の向上を図りつつ、「自然環境や田園風景と調和した、暮らしやすいまち」を望ましいまちの将来像として捉え、こうした社会経済環境や住民の意向に対応した土地利用を推進していく必要があります。

ウ 土地利用の基本理念

土地は、現在及び将来にわたり限られた資源であり、市民が安心して、快適でうらおいのある生活を営むための、また、活力ある経済的活動を営むための基盤でもあります。

したがって、市土の利用については、公共の福祉を優先し、市民が暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、地域の社会的、経済的、文化的及び自然的特性に配慮して、歴史

的文化的遺産やすぐれた自然の保護・保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の形成と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行うものとします。

(7) 土地需要の量的な調整

農用地、森林、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地が容易に元に戻せないことを配慮し、地域社会や生態系等への影響に留意しつつ、長期的な展望に立って計画的かつ慎重に行うことを基本とします。

宅地等の都市的土地利用については、今後とも需要の増加が予想されるため、将来の市の姿に適した規模を考慮しながら、必要な用地の計画的な確保に努めるとともに、土地の有効利用や適正な配置を推進することにより、良好な市街地の形成を図ります。

農用地等の自然的土地利用については、生産基盤の整備を進め、農用地の集積を促進するとともに、良好な自然環境の維持とゆとりある生活環境や心豊かな人間形成の場としての役割にも配慮して、適正な保全と活用に努めます。

(1) 土地利用の質的向上

限られた土地の利用価値を高めるため、安全性、快適性、効率性、文化性の観点からその質的向上を図ります。

安全で安心できる市土の実現のため、地震、洪水、山地崩壊等の災害や公害を未然に防止するための対策を総合的に推進するとともに、自然の持つ防災能力を最大限活用できるよう、安全で安心できる土地利用を進めます。

また、大気や水など物質循環の維持、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮や様々な生物が生息できる自然の保全を図ることにより、自然と共生する持続可能な土地利用を進めます。

公園や緑地空間、水辺空間の確保、森林や農用地等の緑資源の保全、歴史的風土の保全及び都市と自然が調和する個性ある景観づくりを進めるとともに、市民が余暇等を利用し気軽に自然と触れ合える、美しくゆとりのある土地利用を進めます。

エ 土地利用の基本方針

奥州市は、「奥州市総合計画」において『歴史息づく健康文化都市 産業の力みなぎる副県都』をめざすべき都市像と定め、まちづくりを進めています。したがって、今後は、奥州市の土地条件や社会経済環境、市民ニーズ、また、土地利用の基本理念を十分踏まえ、奥州市のめざすべき都市像の実現を図るための土地利用を進めていく必要があります。そのため、豊かな森林と農用地などの環境保全や、都市と農村の共存を図りつつ、次の方針に沿った土地利用を推進します。

(7) 産業や都市機能の集積を促し、活力と賑わいづくりを支える土地利用

各地域の特性を活かしながら、地域社会の繁栄の基礎である農業、林業、工業及び商業それぞれの産業の振興を図るため、農業においては、優良農地の確保、生産性の向上及び耕作放棄地の解消、林業においては、適正な維持管理等、工業においては、既存の工業団地への立地誘導、新規工業用地の開発等、商業においては、市街地の活性化等の

取り組みを推進します。

(イ) 各地域の個性がいきいきと輝き、地域の均衡ある発展を支える土地利用

各地域の歴史的・文化的環境、自然環境及び景観を活かしつつ、各地域が独自の個性を發揮し、誰もが誇りと愛着を持って「住み続けたい」、「働きたい」、「訪れたい」と思える魅力ある地域となるよう、農用地、森林及び水面・河川・水路の保全と活用並びに宅地等の都市的土地利用との調和を基本に、人と人との交流を支える土地利用を推進します。

また、地域の暮らしを支える生活拠点を各地域に形成していきます。

(ウ) 各機能や地域間をつなぎ、奥州市の一体的発展を促す土地利用

奥州市の南北を結び、県南地域の各都市との連携を確保する幹線的な道路（国道4号など）及び奥州市の東西を結び、岩手県沿岸地域や秋田県との連絡機能を果たす幹線的な道路（国道397号、国道343号、国道456号など）については、道路改良とともに新橋の架橋などを行い交通機能の向上を図ることにより、鉄道や北上川で分断されている市街地の連携及び市の中心部と周辺部の連携強化による奥州市の一体的発展を促進します。

さらに、市と周辺市町村との連携を強化することにより、副県都の構築を推進します。

(I) 効率的で人と環境にやさしい集約型都市構造の形成を支える土地利用

効率的で人と環境にやさしい都市を実現するため、都市の既存ストックを最大限利活用する集約型の都市構造（コンパクトなまちづくり）をめざします。このことを実現するため、スプロール化を抑制し、集約的な土地利用を誘導するとともに、都市の基盤となる施設の効率的な配置を検討していきます。

また、子育てのしやすい環境整備やまちなか居住の推進など、すべての世代に配慮した土地利用を推進していきます。

(2) 利用区分別の市土地利用の基本方向

ア 農用地

農用地については、農産物需給に対応する農業生産力の確保と農業経営の安定化及び競争力のある農業の確立を基本に、その効率的な利用と生産性の向上を図るため、農地のリース等による流動化や農業生産基盤整備を推進するとともに、必要な農用地の確保を図ります。

また、市土保全機能、安らぎ・うるおいの空間や防災空間としての機能、自然環境の維持、農村景観の形成や、近年の自然体験志向への対応など、多面的な機能が發揮されるように努めるとともに、環境に配慮した農業生産の推進を図ります。

イ 森林

森林については、木材等林産物供給などの経済的機能のみならず、市土保全、水源かん養、保健休養、自然環境や生態系の保全、地球温暖化の防止、景観形成等の公益的機能を

総合的に発揮させるため、持続可能な森林経営の確立に向け、その適正管理と林業生産基盤の保全と整備を図ります。

市街地周辺部の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全に努めます。

ウ 原野

原野については、その利用状況により、保全を必要とするものを除き、自然環境に配慮しながら適正な利用を図ります。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、流域の保水・遊水機能の維持等に配慮しつつ、河川氾濫区域や土砂崩壊等の災害の発生の恐れのある区域等における安全性の確保に努めます。また、良質かつより安定した水供給や農業生産の安定化を図るための農業用水路の整備等の観点から必要な用地の確保を図ります。

オ 道路

一般道路については、地域間や地域内及び各施設への連絡強化、交流・連携の促進、新たな土地利用の誘導など市土の有効利用、また、便利で快適な生活と活力ある産業振興を進めるうえで不可欠な基盤であることから、市の一体的発展を促進するために必要な道路網の形成に必要な用地の確保を進めます。

農道及び林道については、農林業の生産性向上と農用地や森林の適正な維持管理及び農山村の生活環境の向上を図るため、必要な用地の確保と整備を進めます。また、その整備に当たっては、自然環境や景観の保全に十分配慮します。

カ 住宅地

住宅地については、新たな人口流入や世帯分離等に伴う世帯数の増加による住宅地需要の増加等に対応し、公共施設や生活関連施設の整備を計画的に進めながら、必要な用地の確保を図ります。

既存市街地においては、快適で利用効率の高い市街地形成をめざして、低・未利用地等の有効利用を促進するとともに、公園や広場等のオープンスペースの確保、防災性の向上やゆとりある快適な居住環境の整備と拡充に努めます。また、農村地域においては、農林業的土地利用との調整を図りながら必要な用地を確保するとともに、生活基盤施設の整備を進めることにより、農村の特性を活かした良好な居住環境の形成を図ります。

キ 工業用地

工業用地については、就業機会の確保及び市土の均衡ある発展とともに、地域社会や自然環境との調和、公害の防止等に配慮し、産業の高付加価値化や構造変化、工場立地の動向等に対応しつつ必要な用地の確保を図ります。

ク その他の宅地（事務所・店舗用地等）

事務所・店舗用地をはじめとするその他の宅地については、既存市街地の低・未利用地の有効利用を優先して進め、同時に、良好な市街地を形成することにより、副県都に相応しい各種機能の集積に努めます。なお、大規模集客施設の立地については、施設用地の需要や、都市構造への広域的な影響、地域の景観との調和などを踏まえた適切な誘導を図ります。

ケ その他

公園緑地、文教施設、研究施設、体育施設、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設用地については、市民生活上の重要性と市民ニーズの多様化を踏まえ、適正な配置と環境保全、安全性、利便性、快適性の向上、うるおいのある環境づくり等に配慮しながら、必要な用地の確保を図ります。

また、観光レクリエーション施設等の用地については、自然環境の保全に十分配慮して適切な確保に努めます。

(3) 地域類型別の土地利用の基本方針

ア 都市地域

都市地域については、世帯数の増加や新たな産業の集積など社会経済状況の変化を踏まえるとともに、農林業的土地利用との調整を図りつつ、土地の有効利用や公共空間の確保、市街地の利便性・快適性の向上、都市交通の円滑化等による快適な市街地環境の形成を図ります。また、防災拠点やオープンスペースの確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。

特に、既成市街地においては、円滑な都市機能の発揮と市街地の活性化、また、居住環境の改善・向上を図るため、都市施設整備を推進するとともに、市街地の再編整備や低・未利用地の宅地への転換等を促進します。また、新たな市街地の形成については、都市活動による環境への負荷の軽減等に配慮しながら、生産活動や都市活動の場と居住の場との適切かつ秩序ある配置や誘導に努めます。

イ 農村地域

農村地域については、基幹産業としての農林業に必要な農用地及び林地等の保全を図るとともに、必要な基盤整備と既存施設の維持管理を行っていきます。また、集落等の居住地域においては、生活のための利便施設の整備を図ります。

ウ 山間地域

山間地域については、良好な森林の整備や生産性の向上と適正な管理により、森林資源の保全及び育成を図ります。また、貴重な野生動物の生息地の保全及び市街地の環境を支える地域として、自然環境の保全に配慮しながら市民の憩いの場等としての活用を図ります。

2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の基準年次は平成18年とし、目標年次は平成28年とします。なお、平成23年を中間目標年次とします。

イ 市土の利用に関して基礎的な前提条件となる人口及び世帯数については、総合計画に即し次のとおり想定します。

平成23年（中間目標年次） 人口 128,600人 世帯数 42,514世帯

平成28年（目標年次） 人口 126,100人 世帯数 43,333世帯

ウ 市土の利用目的に応じた区分は、農用地、森林、道路、宅地等の地目別区分とします。

エ 市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現況とその推移についての調査に基づき、将来人口、世帯数等を前提として利用目的区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と合わせ、総合的な調整を行い定めるものとします。

オ 市土の利用に関する基本構想に基づく、平成28年の利用区分ごとの規模の目標は、表-1のとおりとします。なお、この数値については、今後の社会経済動向の変動などに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものです。

表 - 1 土地の利用目的に応じた利用区分規模の目標

（単位：ha、％）

利用区分	基準年次 平成18年	中間年次 平成23年	目標年次 平成28年	構成比		
				基準年次 平成18年	中間年次 平成23年	目標年次 平成28年
1 農用地	20,078	19,901	19,747	20.2	20.0	19.9
農地	18,738	18,561	18,407	18.9	18.7	18.5
採草放牧地	1,340	1,340	1,340	1.3	1.3	1.4
2 森林	59,273	59,249	58,928	59.7	59.7	59.3
3 原野	6,093	6,080	6,068	6.1	6.1	6.1
4 水面・河川・水路	3,217	3,216	3,546	3.2	3.2	3.6
5 道路	3,256	3,311	3,366	3.3	3.3	3.4
6 宅地	3,535	3,642	3,732	3.6	3.7	3.7
住宅地	2,352	2,436	2,498	2.4	2.5	2.5
工業用地	190	205	217	0.2	0.2	0.2
その他の宅地	993	1,001	1,017	1.0	1.0	1.0
7 その他	3,883	3,936	3,948	3.9	4.0	4.0
合計	99,335	99,335	99,335	100.0	100.0	100.0

注 道路は、一般道路、農道及び林道の合計である。

(2) 地域別の概要

地域の区分は、自然的、社会的、経済的及び歴史的条件を勘案して行うものとし、ここでは西部森林地域、西部田園地域、中部地域、東部田園地域及び東部中山間地域の5地域に区分します。

区分	地域名	地域の範囲
1	西部森林地域	胆沢区若柳地区の一部、衣川区北股地区の一部、南股地区、衣川地区の一部及び衣里地区の一部
2	西部田園地域	水沢区水沢地区の一部、南地区の一部、佐倉河地区の一部及び真城地区の一部、前沢区白鳥地区の一部、前沢地区の一部、上野原地区の一部及び古城地区の一部、胆沢区小山地区、南都田地区及び若柳地区の一部、衣川区北股地区の一部、衣川地区の一部及び衣里地区の一部
3	中部地域	水沢区水沢地区の一部、南地区の一部、常盤地区、佐倉河地区の一部、真城地区の一部、姉体地区、羽田地区の一部及び黒石地区の一部、江刺区岩谷堂地区の一部、愛宕地区、田原地区の一部及び稲瀬地区の一部、前沢区白鳥地区の一部、前沢地区の一部、稲置地区、上野原地区の一部、古城地区の一部、白山地区及び生母地区の一部、胆沢区小山地区の一部、衣川区衣里地区の一部
4	東部田園地域	水沢区羽田地区の一部及び黒石地区の一部、江刺区田原地区の一部、藤里地区の一部、伊手地区の一部、米里地区の一部、玉里地区の一部、梁川地区の一部、広瀬地区の一部及び稲瀬地区の一部、前沢区生母地区の一部
5	東部中山間地域	水沢区黒石地区の一部、江刺区田原地区の一部、藤里地区の一部、伊手地区の一部、米里地区の一部、玉里地区の一部、梁川地区の一部及び広瀬地区の一部、前沢区生母地区の一部

【奥州市地域区分図】



ア 西部森林地域

この地域は、奥羽山系の焼石連峰を中心とする山間地域で、栗駒国定公園特別地域に指定されている焼石連峰、石淵ダム周辺及び胆沢川上流原流域の雄大な自然環境は本市の重要な観光資源となっています。石淵ダムの下流に建設が進められている胆沢ダムは、平成25年度には、石淵ダムに代わり、我が国最大級のロックフィルダムとして完成する予定です。また、胆沢ダムの下流には、高温良質の温泉があり、観光・保養拠点としても期待されています。

本地域については、木材生産等の経済的機能をはじめ水源かん養、保健休養、景観形成等の森林が持つ多目的な機能を維持・向上させるために必要な措置を講じるなど、自然環境や自然景観の保全を基本としつつ、焼石岳や国見山を中心に、水源地域としての増沢ダム（砂防ダム）や胆沢ダム周辺などの地域については、豊かな自然環境を活かしながら、水と緑、温泉やスキー場など自然に親しむ観光・保養レクリエーション拠点としての機能充実に努めます。なお、胆沢ダム周辺については、胆沢ダム周辺整備計画に基づいて自然環境の保全に配慮しながら必要な利用を図っていきます。

イ 西部田園地域

この地域は、胆沢扇状地に水田を中心とした農用地が広がる農村地域で、県南部の穀倉地帯となっています。また、農用地の中に宅地と屋敷林が点在し、独特な散居田園景観を呈しています。本地域では、安定的な農業用水確保のための国・県営かんがい排水事業や、農業経営基盤の確保のための大区画ほ場整備が進められており、食料生産基地としての土地利用が図られるべき地域といえますが、東端部では人口が急増している地区もあります。

本地域については、一部、周辺の営農環境などに配慮したうえで都市的土地利用を進めながら、全般的には、散居集落など美しい独自の景観を保全し、米や肉用牛、野菜や雑穀、花きなど、本地域ならではの特色ある農業を振興して、安全・安心な食料生産拠点の形成をめざします。このため、農地の保全及び有効利用を推進していくことを基本とし、散居集落といった地域独自の美しい地域景観や文化を活かしたグリーン・ツーリズムの展開など、地域活力の向上を推進します。

また、集落部の生活環境の維持・向上を図り、特に胆沢総合支所及び衣川総合支所の周辺地区については、地域の人々の暮らしを支える生活サービス機能、医療・福祉機能等の生活基盤の充実・強化を推進し、快適で良好な生活環境を整備することにより、一層の地域活力の強化をめざします。

ウ 中部地域

この地域は、広大な胆沢扇状地の扇央から扇端の東半分及び北上川両岸の平坦地からなり、本市の中心的な市街地を抱える都市地域と、その外側に広がる農村地域から構成されます。

市街地は、東北本線水沢駅を中心とする地区、江刺総合支所を中心とする地区、東北本線前沢駅を中心とする地区とで形成されており、各区の暮らしを支える生活拠点となっていますが、市街地の活性化や無秩序な市街地拡大の抑制といった課題を抱えています。ま

た、地域東側に位置する東北新幹線水沢江刺駅を中心とする地区は本市の玄関口となっていますが、東北本線水沢駅を中心とする地区と北上川で分断されており、その連携強化が大きな課題となっています。

本地域については、田園環境との調和を図りつつ、豊かで利便性の高い暮らしを支える集約型の市街地の形成を進めていくものとします。このため、広域的連携機能を有する交通基盤整備を推進しつつ、その道路網に囲まれた地域及び沿道周辺については、地域の活性化を図るため、産業の集積など都市機能の拡充と賑わいのある市街地の形成を誘導します。

東北本線水沢駅を中心とする地区は、商工業、行政、文化、医療・福祉等の多様な都市機能が集積しており、市街地と東北新幹線水沢江刺駅を結ぶ新橋の架橋や道路の鉄道立体交差、駅周辺整備及び宅地開発の促進などにより、人が集まる魅力的な都市機能を備えたまちづくりを行います。このことにより、便利で豊かな日常生活を送るための商業活動のほか、医療、教育、情報等の都市型サービスの提供など、人が交わり賑わいのある生活の拠点形成をめざします。

江刺総合支所を中心とする地区、東北新幹線水沢江刺駅を中心とする地区及び東北本線前沢駅を中心とする地区は、東北本線水沢駅を中心とする市街地の外側に位置する都市計画区域が指定されている地域であり、商工業、行政、文化等の多様な都市機能が集積している地域であります。

江刺総合支所を中心とする地区については、商業の振興と併せて歴史・文化資源を活かした観光・交流拠点として個性化を図るとともに、工業団地への企業誘致等による産業集積や住環境の整備等による定住化を促進します。

東北新幹線水沢江刺駅を中心とする地区については、これまで培われてきた伝統や技術を活かした産業の振興を図りながら、産業集積を進め、伝統と先端技術で支える産業の拠点形成をめざします。また、現在北上川で分断されている東北本線水沢駅と東北新幹線水沢江刺駅の連絡強化を図っていきます。

東北本線前沢駅を中心とする地区については、商業集積を活かした賑わい・交流拠点として中心性の向上を図るとともに、工業団地への企業誘致等による雇用の場の創出や住環境の整備等による定住化を促進します。

また、東北本線水沢駅を中心とする地区と、その外側に位置する、江刺総合支所を中心とする地区、東北新幹線水沢江刺駅を中心とする地区及び東北本線前沢駅を中心とする地区については、幹線的な道路の改良や鉄道立体交差などにより、各地区間の連絡性を高め、各機能の有機的な連携を強化するとともに、胆沢総合支所及び衣川総合支所の周辺地区との連絡強化にも努めます。

なお、農村地域については、農用地としての機能の向上及び保全を基本としつつ、都市地域との物理的一体性等土地利用の状況を勘案しながら一部の地域については他の用途への転換も検討します。

エ 東部田園地域

この地域は、北上山系等の豊かな森林に囲まれた中央丘陵部に広がる農村地域と山間地域で構成され、人首川や伊手川等の流れが土地をうるおし豊かな田園風景をつくりあげて

います。本地域の大部分は、良好な農地として活用されており、今後もほ場整備やかんがい排水事業、草地整備等の農業基盤整備を推進し、優良農地の保全と有効活用を図ります。

本地域については、県内屈指の品質や生産量を誇る米、りんご、野菜等の生産体制の強化を図るとともに、安全・安心な食料生産の場として、農地の保全、有効利用を推進します。また、安らぎのある農村環境の整備や集落部の生活環境の維持・向上を図る一方、地域独自の美しい地域景観や文化、丘陵部に広がる自然環境を保全し、それらを活かした地域活力の向上を図ります。

オ 東部中山間地域

この地域は、一部農村地域を抱えるものの、北上山系等の豊かな山間地域が中心です。南端に位置している蓬萊山の一部は、亜高山性の優れた植生が分布しており、自然環境保全地域として指定されています。本地域には、種山高原や阿原山高原が連なる豊かな森林地帯があり、これらの地域の地盤は地質的にも安定しています。

本地域については、人々が心にうるおいのある生活を送るために、里山の身近な自然やその美しい景観を活かしながら、自然に親しむ健康づくりの拠点形成をめざすとともに、環境学習や自然体験の場としての活用を図ります。また、本地域の多くは豊かな森林地帯であることから、水源かん養、景観保全、災害防止等の森林が持つ公益的機能が十分発揮されるよう計画的に造林、育林等を行い適切な維持管理、保全等に努めるとともに、施業や木材の搬出に必要な林道、作業道の整備、維持管理等を行い林業の振興を図ります。

さらに、超精密性が要求される先端的研究施設の立地など、東部中山間地域における安定した地質を活用した科学技術振興関連施設等の立地についても、一部施設の東部田園地域への立地を含めて、その誘導を検討していきます。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地は現在及び将来にわたり限られた資源であり、生活や様々な生産活動における共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を講じます。

(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法をはじめとして、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の土地利用関係法及び関連諸計画並びに条例や要綱等を適切に運用し、また、必要に応じてこれらの法令に基づく地域指定の見直しを行うなど、適正な土地利用の実現に向けて、土地利用の総合的かつ計画的な調整を図ります。

(3) 地域整備施策の推進

地域の均衡ある発展を図るため、奥州市総合計画に基づきながら、地域の特性に応じた農業、工業、商業等産業基盤の整備及び市民生活、経済的諸活動を支える道路・公園等の都市基盤の整備と安全で快適な生活環境や生活関連施設、厚生福祉施設、教育文化施設等の整備を進めるなど、地域振興施策の推進を図ります。

特に、「奥州市副県都構築構想」や「奥州市知識集積型都市構想」の実現に向け、県南広域の中心都市としての役割や機能の拡充及び形成に向けた各種開発・整備を、農用地や森林等の自然環境との調和に配慮しながら推進していきます。

(4) 市土の保全及び安全性の確保

ア 防災面からの適正な土地利用の誘導

市土の保全と安全性を確保するため、地形等自然条件と土地利用配置との適合性に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図ります。

イ 市街地の安全性の確保

人口や商工業等の都市的機能の集積している地域の安全性を確保するため、市街地の整備に当たっては、オープンスペースの確保・創出や道路の拡幅等、十分な防災上の配慮をしつつ、適正かつ計画的な土地利用を図ります。

ウ 農用地の持つ市土保全機能の確保

農用地の持つ市土の保全、水源かん養等の多面的機能を発揮させるため、地域の実情に応じた新たな管理主体の育成等、農用地の管理水準の向上を図ります。

エ 森林の持つ市土保全機能の確保

森林の持つ市土の安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進するとともに、森林管理のための作業道等路網を整備することなどにより、地域特性に応じた森林の管理水準の向上を図ります。

オ 水害や土砂災害等への対応

浸水被害を受けやすい地域については、人命や財産を守るため、水面・河川・水路の改修・整備等を促進するとともに、流域における保水・遊水機能を高め、流出抑制の効果を上げる施設の整備に努めます。

また、山麓や丘陵地帯の地震や豪雨等による災害を受けやすい区域については、地域防災計画等に基づく対策を推進するとともに、必要に応じて防災施設の整備を進めるなど安全性の確保と向上に努めます。

(5) 環境の保全と市土の快適性の確保

ア 地球温暖化の防止

二酸化炭素の吸収源となる森林、公園、街路樹等の緑の適切な保全や整備を図ります。特に、本市の面積の半数以上を占める森林については、その吸収能力を十分に発揮できるように間伐等の森林整備を推進し、適切な管理に努めます。

イ 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、住居系、農業系、工業系、商業系等の利用区分に応じた適正な土地利用の誘導を進めます。また、工場立地や市街地整備等を行う場合は、緑地を確保するなど良好な環境の整備に努めます。

ウ 健全な水環境の確保

健全な水環境を確保するため、公共下水道をはじめとする污水处理施設等の整備を進め、生活排水などの河川への汚濁負荷の軽減に努めます。また、農用地や森林の適切な維持管理や水辺の保全を進めるとともに、河川及び湖沼の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷を低減します。

エ 自然環境の保全と活用

豊かな自然に包まれたうるおいのある環境を維持し、豊かな生活環境を形成するため、高い価値を有する原生的な自然については、適切な行為規制等により保全を図ります。また、野生生物の生息、生育、希少性等の観点から守るべき自然についても、行為規制等による適正な保全を図ります。

さらに、胆沢区の散居集落など、農林業的土地利用を通じて形成された二次的な自然については、適切な農林業活動や民間等による保全活動の促進及び必要な施設の整備等を通じて環境の維持・形成を図ります。

オ 歴史的風土の保存及び文化財の保護

歴史的・文化的風土の保存及び文化財の保護等を図るため、無秩序な開発等の規制を行います。また、地域特性を踏まえた計画的な取り組みを通じて、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農村景観の維持・形成を図ります。

カ 良好な環境の確保

良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階における環境保全上の配慮や、一定規模以上の開発行為等についての環境影響評価導入の検討、施設整備後の適切な維持管理等を実施します。

(6) 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、土地が容易に元に戻せないことや影響の大きさに十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況及びその他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。

ア 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換や造成を行う場合には、その影響範囲が広範であることから、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、市民生活の安全性と快適性の確保や市土の保全、環境との調和に留意して、適正な土地利用となるよう慎重かつ計画的に進めるものとします。

イ 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、農業経営の安定、食料生産の確保、地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意するとともに周辺の土地利用との計画的な調整を図り、無秩序な転用による土地利用の混在化を抑制し、優良な農用地が確保されるよう十分配慮します。

ウ 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、自然環境の保全、生態系の保全機能、保健休養機能、災害の発生防止など、森林の持つ多面的な公益機能に支障を及ぼさないよう十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図り、慎重かつ計画的に行うものとします。

(7) 土地の有効利用の促進

ア 農用地

農用地については、高生産性農業の展開や農用地の高度利用を図るため、農業生産基盤の整備を計画的に行うとともに、農用地の利用集積を促進します。耕作放棄地については、農地の流動化や集団化を推進するなど、その有効利用と発生防止を図るために必要な措置を講じます。一方、生産性が低く農用地としての利用が見込めないものや、市の一体的な

発展に資するため必要なものについては、周辺の土地利用との調整を図りつつ、他の用途への転換を促します。

また、一部については、体験観光志向の高まりや都市住民との交流拡大に対応するため、農業体験等の場としての利用を促進します。

イ 森林

森林については、森林の有する木材生産等の経済的機能と多様な公益的機能を増進するため、地域材生産のための基盤整備や造林を計画的に推進するとともに、保育・管理による森林資源の充実を図ります。また、木質バイオマスの利活用について検討するほか、自然とのふれあいの場、癒しの場として価値の高い森林については、自然災害の防止、自然保護及び森林の持つ公益的機能の維持に配慮しながら、適正な管理のもとで、森林環境教育や観察学習・体験の場、野外レクリエーション等多目的な利用を促進します。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水や利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生態・生育環境、防火用水供給等の防災機能の発揮のために、必要な水量の確保や水質の維持・改善等の整備を図ります。

また、一部については、安全性を確保した上で、自然とのふれあいや親水活動の場として空間の有効利用を図ります。

エ 道路

一般道路については、人や自然にやさしい道づくりに努めるとともに、必要に応じて、電線類の地中化等の整備を促進し、沿道周辺の環境に配慮した利用を図ります。

農道及び林道については、効率的な生産活動に資する整備や修繕を進めるとともに、一部ハイキングや散策等のレクリエーション的活用を図ります。

オ 住宅地

住宅地については、市民のライフスタイルの多様化や変化に対応した、居住環境の整備を推進します。また、防災性の向上と美しくゆとりのある快適な居住環境の形成に配慮しながら、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進するとともに、既存宅地についてもリフォームや住宅の長寿命化の推進などにより持続的な利用を促進します。

カ 工業用地

工業用地については、広域交通網の整備に伴う工場立地の優位性を活かして、機能的な工業生産活動の展開を促進するため、社会経済動向、地域社会との調和、公害防止等に配慮しながら、質の高い低コストの工業用地を確保していきます。

また、既存の工業団地のうち未分譲地等の有効利用の促進など、立地誘導に努めます。一方、工場の移転や業種転換に伴って発生する跡地については、都市機能の維持・更新等のため有効利用を促進します。

キ その他の宅地（事務所・店舗用地等）

事務所・店舗用地をはじめとするその他の宅地については、商店街の活性化や都市機能の集積を進めるため、商業・サービス事業者が立地しやすい環境の整備、土地の高度利用や低・未利用地の有効利用を促進します。

ク その他

公園、緑地、文教施設、厚生福祉施設、スポーツレクリエーション施設等の公用・公共施設用地については、需要の多様化と増大に対応した適正な配置と用地の確保を図るとともに、防災空間や交流・憩いの場として活用できる広場等を併設するなど、多目的な利用を図ります。

ケ 低・未利用地

施設の移転跡地や市街地内に点在する低・未利用地については、市土の有効利用及び環境保全の観点から、地域の実情を踏まえつつ、各種の土地需要に対応した活用を促進します。

(8) 市土に関する調査等の推進

土地利用の動向を的確に把握し、計画と現状について評価を行うため、土地異動の実態を的確に把握するとともに、必要に応じて土地分類調査や自然環境保全調査など、市土に関する基礎的な調査を実施し、また、土地の総合的な情報収集・整理を継続的に行います。

一方、市土の適正な利用や保全等について、市民の理解を促し、市計画の総合性及び実効性を高めるため、市土に関する調査の実施や情報の提供、普及及び啓発を行います。

(9) 多様な主体の連携・協働による市土管理の推進

行政や土地所有者だけでなく、NPO、各種団体、事業者等による森林づくり活動や農用地の保安全管理活動などの直接的な市土管理への参加や、地元農産品の地産地消、緑化活動への寄与等の間接的に市土管理につながる取り組みなど、多様な主体が様々な方法により市土の適切な管理に参画していく取り組みを進めます。